

Asian International Mobility for Students (AIMS) Programme
参加大学選定に係る Q&A

(本制度の趣旨等について) 4

- Q1. AIMS の趣旨及び本プログラムに参加することにより得られる意義や効果は何か。 . 4
- Q2. 日本の大学の AIMS への参加については、かつて「大学の世界展開力強化事業」により支援が行われていたが、今回の選定は同事業とはどのような関係にあるのか。また、選定された大学には日本政府からどのような支援が提供されるのか。 4

(AIMS 共通要件) 4

- Q3. AIMS Programme により学生の交流学問分野が8分野に限定されているが、例えば医学など学際的分野での申請は可能か。 4
- Q4. AIMS Programme の交流対象のうち「⑧持続可能な発展のための科学（環境マネジメント科学、バイオダイバーシティ、海洋科学）」は、構成分野単独の実施ではAIMSの交流としてみなされないか。 4
- Q5. 申請後、仮にAIMS リストから海外連携大学が外れることが決定された場合、支援対象の取り扱いはどうなるか。 4
- Q6. 派遣と受入の分野は一致していなければならないのか。 5
- Q7. AIMS Programme 参加大学以外の高等教育機関との交流事業は対象となるのか。 5
- Q8. 派遣期間は原則1学期（1セメスター）とされているが、セメスター制度に基づかなければならないのか、クォーター制度でも構わないのか。また、何ヶ月程度派遣すればよいのか。 5
- Q9. 「学期ごとに最低5つの国際プログラム又は10の英語による講義科目を提供すること」における「国際プログラム」とは何を指すのか。 5
- Q10. 日本人学生の海外派遣のみ、又は外国人学生の受け入れのみといった一方向の交流プログラムは、本事業の対象となるのか。 5
- Q11. 学生交流の規模について、受入と派遣学生をほぼ同数としなければならないのか。 5
- Q12. AIMS 運営ハンドブックは、表紙に「第二版（改訂） 2020—2023」と記載があり最

新の情報でない可能性があるが参照してよいのか。	5
Q13. 授業料相互免除協定の締結は必ず必要か。	6
Q14. 複数の AIMS Programme 参加大学と交流プログラムを実施する場合、全体として派遣と受入数のバランスがとれていればよいか。その場合、個別の大学間では、派遣と受入のバランスが崩れるが、授業料相互免除の合意は必要か。	6
Q15. AIMS Programme 参加国から奨学金が支給されない学生を受け入れてよいか。	6
Q16. 「AIMS レビューミーティングや同窓会事業への協力など、AIMS の主要な取組に参画することが可能であること」が要件とされているが、AIMS レビューミーティングとはどのような会合か。	6
Q17. 「AIMS レビューミーティングや同窓会事業への協力など、AIMS の主要な取組に参画することが可能であること」が要件とされているが、レビューミーティング以外にはどのような活動があるのか。	6
(文部科学省要件)	7
Q18. 文部科学省の要件として、学生交流にはオンラインによる交流は含まれるのか。	7
Q19. 東南アジア諸国との既存の交流実績がない場合、審査上不利になるのか。	7
(派遣学生への支援措置)	7
Q20. 海外留学支援制度について、奨学金支給までのスケジュールはどのようになるのか。	7
Q21. 派遣学生の奨学金については、(独)日本学生支援機構(JASSO)の海外留学支援制度(協定派遣)より支給予定とあるが、具体的な支援額はいくらか。	7
Q22. 自大学の正規生である外国人学生を本事業で派遣することは可能か。また、可能な場合、(独)日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度を利用することは可能か。 ..	7
(申請書の作成)	8
Q23. 申請書の連携相手大学の欄では交流協定書の写しの提出が求められていますが、AIMS Programme に参加する連携大学との間で、事前に協定を締結しておくことが必須なのか。	8
Q24. 様式の改変はできないのか。	8
Q25. 申請計画書に補足資料を添付することは可能か。	8

Q26. AIMS 国内委員会とはどのような委員会であり、選定された大学はどのような役割を担うのか。 8

(本制度の趣旨等について)

Q1. AIMS の趣旨及び本プログラムに参加することにより得られる意義や効果は何か。

AIMS は、参加国の主要な大学が構成する学生交流ネットワークであり、参加国政府が共同で運営に関与するため、安定性・持続性に優れた国際枠組です。本プログラムに参加することで、日本の大学は東南アジア諸国との質を伴う学生交流を拡大できるとともに、AIMS コミュニティとの接続を通じた大学間連携の基盤強化や、大学の国際的プレゼンスの向上が期待されます。

Q2. 日本の大学の AIMS への参加については、かつて「大学の世界展開力強化事業」により支援が行われていたが、今回の選定は同事業とはどのような関係にあるのか。また、選定された大学には日本政府からどのような支援が提供されるのか。

AIMS への日本の大学の参加については、平成 25 年～29 年まで文部科学省「大学の世界展開力強化事業」により支援が行われましたが、今回の参加大学の選定は同事業とは切り離され、個別の募集として実施するものです。選定された大学の派遣学生に対しては、大学からの希望申告数および予算状況に応じ、(独)日本学生支援機構(JASSO)の「海外留学支援制度(協定派遣)」が支給されます。

(AIMS 共通要件)

Q3. AIMS Programme により学生の交流学問分野が 8 分野に限定されているが、例えば医学など学際的分野での申請は可能か。

学際的分野を構成する主たる分野が、AIMS Programme 指定 8 分野のいずれかであれば申請可能です。

Q4. AIMS Programme の交流対象のうち「⑧持続可能な発展のための科学(環境マネジメント科学、バイオダイバーシティ、海洋科学)」は、構成分野単独の実施では AIMS の交流としてみなされないか。

分野(環境マネジメント科学、バイオダイバーシティ、海洋科学)のうち 2 分野または 3 分野横断型、又はいずれかの分野単独の実施でも応募可能です。

Q5. 申請後、仮に AIMS リストから海外連携大学が外れることが決定された場合、支援対象の取り扱いはどうなるか。

AIMS リストに記載されている大学が外れることは現時点では想定されていませんが、仮に採択後にそのような事態が生じた際には、取り扱いについて個別の検討が必要となりますので、文部科学省にご相談ください。

Q6. 派遣と受入の分野は一致していなければならないのか。

AIMS の学生交流は 同一の AIMS 分野に参加している大学間で実施することが望まれます。具体的な交流の進め方については、相手大学と十分に協議のうえ調整してください。

Q7. AIMS Programme 参加大学以外の高等教育機関との交流事業は対象となるのか。

AIMS Programme 参加大学以外の高等教育機関との交流は、AIMS 交流として認められず、本選定の要件を満たしません。AIMS Programme に参画している大学であっても、日韓間の大学との交流は実施対象外となっておりますのでご注意ください。

Q8. 派遣期間は原則 1 学期（1 セメスター）とされているが、セメスター制度に基づかなければならないのか、クォーター制度でも構わないのか。また、何ヶ月程度派遣すればよいのか。

相手大学のアカデミックカレンダーに基づきます。原則として、相手大学の学期がセメスター制度であれば、セメスター制度に基づく派遣期間となり、クォーター制度であれば、2 クォーター分の派遣期間となります。月数では 4～6 か月となりますが、連携相手となる大学との間で定める学期の期間となります。

Q9. 「学期ごとに最低 5 つの国際プログラム又は 10 の英語による講義科目を提供すること」における「国際プログラム」とは何を指すのか。

ここでいう「国際プログラム」とは、AIMS 参加学生が履修できるよう、有機的に構成された一体的な教育プログラムを指しており、単に複数科目を寄せ集めたものではなく、AIMS の理念や目的に沿った明確なコンセプトのもとで体系的に設計されたコースが想定されています。こうしたプログラムを提供することにより、AIMS ならではの教育的価値が高まり、学生交流の質的向上にも寄与するものと考えられています。

Q10. 日本人学生の海外派遣のみ、又は外国人学生の受け入れのみといった一方向の交流プログラムは、本事業の対象となるのか。

対象とはなりません。

Q11. 学生交流の規模について、受入と派遣学生をほぼ同数としなければならないのか。

構想の策定にあたっては、少なくとも日本から派遣される数と同程度の外国人学生を受け入れることが期待されます。

Q12. AIMS 運営ハンドブックは、表紙に「第二版（改訂） 2020—2023」と記載があり最

新の情報でない可能性があるが参照してよいのか。

現時点で公開されている最新版は第二版です。今回の選定に第二版を使用することについてはAIMS事務局（SEAMEO RIHED）と確認済みであるため、参照していただいて問題ありません。

Q13. 授業料相互免除協定の締結は必ず必要か。

AIMS Programme では、授業料は原則相互免除とすることとなっています。したがって、相互免除の適用を含めた交流条件を大学間で事前に整理し、可能であれば協定書として取りまとめておくことが望ましいと考えます。ただし、協定締結が申請期日に間に合わない場合には、両大学の合意内容を確認できる文書（意図表明レター等）の提出で差し支えありません。

Q14. 複数のAIMS Programme 参加大学と交流プログラムを実施する場合、全体として派遣と受入数のバランスがとれていればよいか。その場合、個別の大学間では、派遣と受入のバランスが崩れるが、授業料相互免除の合意は必要か。

派遣と受入の学生総数の均衡がとれていればよいこととします。また、その場合でも、AIMS Programme のスキームとの整合性の観点から、個別の大学間で授業料相互免除に関する合意が必要です。

Q15. AIMS Programme 参加国から奨学金が支給されない学生を受け入れてよいか。

構いません。

Q16. 「AIMS レビューミーティングや同窓会事業への協力など、AIMS の主要な取組に参画することが可能であること」が要件とされているが、AIMS レビューミーティングとはどのような会合か。

AIMS レビューミーティングは、AIMS に参加する各国政府および大学が一堂に会し、交流の成果や課題を共有するとともに、今後の発展に向けて議論を行う場です。大学にとっては、既存の連携大学との調整に加え、新たな連携先を開拓する貴重な機会となっています。参加費の支援はなく自己負担となりますが、参加が強く奨励されています。

Q17. 「AIMS レビューミーティングや同窓会事業への協力など、AIMS の主要な取組に参画することが可能であること」が要件とされているが、レビューミーティング以外にはどのような活動があるのか。

AIMS Programme では、参加学生の同窓ネットワークの形成を重視しており、そのため各大学には、学生が同窓会活動に参加できるよう支援することが求められています。また、AIMS の活動を一層活発化させることを目的として、アドホックにタスクフォース

等が立ち上げられる場合があります、これらへの参加は任意ではありますが、AIMS 全体としてより充実した活動を展開できるよう、積極的な協力が期待されています。

(文部科学省要件)

Q18. 文部科学省の要件として、学生交流にはオンラインによる交流は含まれるのか。

交流は実際の渡航によって行ってください。一方、実渡航による交流をより効果的なものとするために、事前研修や事後のフォローアップとしてオンラインで説明や交流を実施することは、有益な取組として推奨されます。

Q19. 東南アジア諸国との既存の交流実績がない場合、審査上不利になるのか。

予定する取組の内容や実施体制の整備状況など、複数の要件を総合的に勘案するため、東南アジア諸国の大学との交流実績の有無のみで審査結果が左右されるものではありません。

(派遣学生への支援措置)

Q20. 海外留学支援制度について、奨学金支給までのスケジュールはどのようになるのか。

可能な限り速やかに手続きを進めたいと考えておりますが、海外留学支援制度（協定派遣）に係る募集時期および給付までの具体的なスケジュールは、当該制度を実施する独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が定めます。採択校が決定次第、同機構より募集案内が送付されますのでその内容に従って申請してください。なお、支援枠の決定は予算の範囲内で配分される点に留意願います。

Q21. 派遣学生の奨学金については、(独)日本学生支援機構（JASSO）の海外留学支援制度（協定派遣）より支給予定とあるが、具体的な支援額はいくらか。

派遣学生が海外留学支援制度（協定派遣）による奨学金の支給を受けるには、(独)日本学生支援機構（JASSO）が定める「奨学金支給対象者の資格及び要件」を満たしていることが必要です。

なお、留学生交流支援制度（短期派遣）による奨学金額は派遣地域に応じて設定されており、AIMS Programme 参加国への派遣の場合、奨学金月額は派遣地域によって異なりますので、JASSO の当該制度ホームページ説明を参照してください

(https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/index.html)。

Q22. 自大学の正規生である外国人学生を本事業で派遣することは可能か。また、可能な場合、(独)日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度を利用することは可能か。

正規生として在籍する外国人学生を派遣することは可能です。ただし、独立行政法人日

本学生支援機構（JASSO）の「海外留学支援制度（協定派遣）」では、支援対象の資格・要件規定の定めにより、日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者以外は当該奨学金の支給対象とはなりません。

（申請書の作成）

Q23. 申請書の連携相手大学の欄では交流協定書の写しの提出が求められていますが、AIMS Programmeに参加する連携大学との間で、事前に協定を締結しておくことが必須なのか。

必須ではありませんが、計画する取組を実現するためには、単位互換協定を伴う交流プログラムであるため、大学間で事前に実施体制等の詳細について書面で確認されていることが望ましいと考えます。ただし、大学間交流協定の締結が予定されていても申請期日に間に合わないなどの場合もあり得ることから、連携相手の大学と事前に十分な協議を行った上で、交流プログラムに関し両者が合意していることを確認できる書類の写し（意図表明レター（レター・オブ・インテント）等）を添付してください。

Q24. 様式の改変はできないのか。

指定された様式に沿って記入してください。様式の項目構成や順序の変更はできませんが、記入欄が不足する場合には、同じ欄内で必要な事項を追加して記載いただいで差し支えありません（欄の大きさが結果として拡大することとなっても問題ありません）。

Q25. 申請計画書に補足資料を添付することは可能か。

可能です。ただし、審査の効率性を確保するため、補足資料は必要最小限にとどめていただくことが望まれます。

Q26. AIMS 国内委員会とはどのような委員会であり、選定された大学はどのような役割を担うのか。

文部科学省と協力し、選定大学間の連携体制の構築を目的として年1回以上開催するものです。選定大学には出席が求められ、同委員会では、活動の成果や課題を共有するとともに、AIMS レビュー会合に先立ち、日本以外の AIMS 参加大学に向けて発信する情報や照会事項などについて協議し、意見の取りまとめを行います。なお、日本の選定大学における交流状況は、事業の運用改善等を検討する際の参考情報として活用されます。